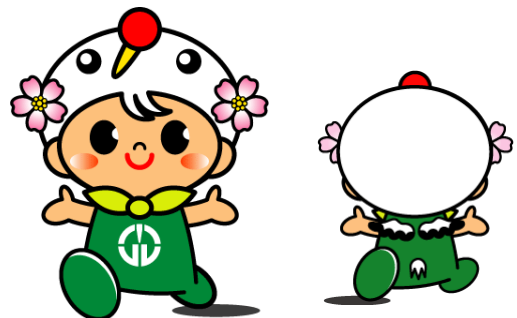


「つるりん」着ぐるみの使用及び取扱について

- 1 マスコットのイメージを保つため、着用スタッフの身長は165センチ～170センチ程度とすること。
- 2 脱着の際は、できるだけゆっくりと着用すること。2人程度の着用補助が必要です。
- 3 着用してのパフォーマンスは1回30分（暑い時期は20分）を限度とすること。
- 4 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や冷却剤グッズを活用するなど、十分な暑さ対策（特に頸部等）をすること。また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 5 火気・水気には近づけないこと。特に、雨天時には屋外で使用しないこと。
- 6 マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 7 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策（特に段差昇降時や周囲の子どもへの配慮）のため、必ず補助者を1人以上（両サイド2名が好ましい）つけること。
- 8 着ぐるみのパーツを引っ張ったりする子どももいるため、補助者は常にガードすること。
- 9 使用時は、薄手の長袖・長タイツ等を着用し、着ぐるみ内部への汗の浸透をできるだけ防ぎ、使用後は、消臭スプレー等を適量使用し、「手袋」は半分程度まで裏返しにして、「頭部・胴体・ブーツ」は新聞紙を詰めるなど汗・水分を拭き取った後、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから収納袋（段ボール）に入れ返却すること。
- 10 輸送の際は、雨天時に限らず、雨に当たらないよう、原則としてワゴン車等車内スペースに十分余裕のある車を用意し、その車内に積載すること。
- 10 型くずれしないよう取り扱いに留意すること。特に、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。
- 11 着用してのパフォーマンスは、できるだけ大きなアクションを心掛けてください。
- 12 着用時は、手を振ったり、握手したりするなどできるだけ何かしらのアクションを連続して行うよう心掛けてください。（ただ立っているだけですとマスコットのイメージを損なうおそれがあります。）

◆貸出物品（専用収納袋・段ボールあり）

- （1）頭部
- （2）胴体部
- （3）手袋
- （4）ブーツ
- （5）「りんごの花」（頭部飾り）
- （6）ごはん茶碗及び箸、ぶどう×2（オプション）



(参考)

■貸出承認基準（貸出要綱抜粋）

第5条 町長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出承認をすることができない。

- (1) 鶴田町の品位を傷つけるおそれのあるとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれのあるとき
- (4) 営利目的のみの活動に使用しようとするおそれのあるとき
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切であると認めるとき

■使用上の遵守事項（貸出要綱抜粋）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の記載どおり使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ待避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (6) 水気及び火気並びに危険物の付近で使用しないこと。
- (7) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (9) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (10) 着ぐるみの使用後は、きれいな濡れタオルを固く絞り、やさしく汚れ等を落とし、陰干しにより乾燥させること。又、必要に応じて、消臭スプレー等で消臭すること。
- (11) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

■紛失、汚損等（貸出要綱抜粋）

第11条 使用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、使用者の責任と負担により、町長が示す方法により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、使用者が実費弁償をしなければならない。

■町の責任（貸出要綱抜粋）

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の賠償の責任を負わない。

■その他

申請の取下げ・変更、その他お問い合わせの際は、下記担当まで連絡をお願いいたします。

担当：鶴田町総務課まちづくり班 0173-22-2111（内線261）